

平成27年4月

**鹿児島市社会福祉協議会における  
第3次「一般事業主行動計画」**

〈次世代育成支援対策推進法に基づく〉

## 【はじめに】

少子化が急速に進行し、わが国の経済社会に深刻な影響を与えることが懸念されています。少子化の背景の一つには、仕事と子育ての両立が困難な職場環境があると指摘されています。

このような状況を踏まえ、次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくることを目的として、国、地方公共団体、企業、国民が一体となって取り組んでいくことが求められています。

鹿児島市社協では、平成15年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」（以下「次世代法」）に基づき、平成20年12月に「一般事業主行動計画」（以下「行動計画」）、平成24年1月に第二次「一般事業主行動計画」を策定し、職員が仕事と子育てを両立しやすい環境整備を進めてきたところです。

次世代法は、当初、平成27年3月までの時限立法でしたが、昨年4月の改正により、法律の有効期限が10年間延長され、平成37年3月31日までとなりました。

つきましては、この法律に基づき、今後、より一層の取り組みを進めていくために、次期行動計画を策定することといたします。

## 【次期行動計画の内容】

### 1. 行動計画の期間

この行動計画の期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とする。

### 2. 具体的な取り組み

#### 【雇用環境の整備に関する事項】

##### 〔目標①〕

育児休業等を取得しやすい環境整備等

##### （対策）

- ア. 育児休業や育児短時間勤務制度、子の看護休暇制度の趣旨を周知し、子育て中である・ないに関わらず職員の意識向上を図る。（平成27年4月1日～）
- イ. 育児休業中の職員の業務が円滑に遂行されるよう、業務の見直し、代替職員（臨時職員等）の配置など配慮を行う。（平成27年4月1日～）
- ウ. 以上の取り組みにより、女性職員については、育児休業取得率100%の現状を維持し、男性職員についても、育児休業等を取得しやすい体制作りに努める。（平成27年4月1日～）

##### 〔目標②〕

超過勤務の縮減

##### （対策）

- ア. ノー残業デーについては、業務予定表などへの記載、朝礼時の呼びかけなどにより周知徹底を行い、管理職員が職員に早めの退社を呼びかけるとともに、自ら率先して退社するなど、職員が定時に退社しやすい環境づくりを推進する。（平成27年4月1日～）
- イ. 超過勤務の原因（適切な人員配置がなされているか、業務の効率化・簡素化の余地はないか、機器・ソフトの導入の必要性など）を分析・検討し、時間外勤務の削減に取り組む。（平成27年4月1日～）

〔目標③〕

年次有給休暇等の取得の促進

(対策)

ア. 管理職員は、部下の年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的な休暇の取得を促進する。

(平成27年4月1日～)

イ. 職員が安心して休暇を取得できるよう、可能な限り相互応援ができる体制を整備する。

(平成27年4月1日～)

【その他の次世代育成支援対策に関する事項】

〔目標①〕

子どもの健全育成活動の推進

(対策)

ア. 世代間交流行事や見守り活動、福祉体験学習等、子どもの健全育成を目的とした活動を実施する団体への支援、啓発を推進する。(平成27年4月1日～)

〔目標②〕

子どものボランティア活動に対する支援

(対策)

ア. 平成27年3月末現在、市内131校指定しているボランティア推進校について、市内の※全ての小・中・高校の指定に努める。(平成27年4月1日～)

※〔平成27年3月末現在149校〕

3. 公表等の方法

鹿兒島市社会福祉協議会ホームページに掲載し、また、会議等や電子メールにより公表及び周知を行う。